

令和7年3月

ユネスコ創設 80 周年・日本のユネスコ加盟 75 周年に向けて(案)

2026 年は、ユネスコ憲章の発効によってユネスコが発足してから 80 年にあたり、我が国がユネスコに加盟して 75 年となる。日本ユネスコ国内委員会として記念事業を以下のとおり行うこととする。

主催 事業	① 日本ユネスコ国内委員会 会長表彰実施	ユネスコ活動を行う団体(ユネスコ登録事業運営団体、ユネスコ協会、ユネスコスクール、自治体、大学、民間企業、民間団体、ユース(若者)団体等)を対象として、ユネスコ事業等に関わる様々な主体・世代が連携し、地域のサステイナビリティの向上及び SDGs 達成に貢献するユネスコ活動の取組事例を広く募り、特に顕著な事例を表彰。
	② 主催イベント開催	文部科学省・日本ユネスコ国内委員会主催記念フォーラムを開催(①の授賞式含む)。
	③ 記念パネル作成・展示	ユネスコと日本のあゆみ、現在のユネスコ活動をまとめたパネル等を作成し、②の主催事業や文部科学省エントランス等にて展示。
民間 活動	④ 記念イベント登録	2026 年に全国各地で開催されるユネスコ活動関連イベントを記念イベントとして登録することを促し、カレンダーとしてとりまとめ、公開。
主催	⑤ 記念ロゴマークの作成	記念ロゴマークの公募など。
主催・ 民間	記念ロゴマークの使用	②の主催イベントや④の登録イベント、日本ユネスコ国内委員会の広報等で利用。

日本ユネスコ国内委員会会長表彰(案)

- ・ 広く公募を行い、日本ユネスコ協会連盟やユネスコスクール事務局等へ推薦依頼を行う(自薦・他薦不問)。
- ・ 表彰の対象の選考は、日本ユネスコ国内委員会委員等からなる選考会議において行う。

令和7(2025)年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←						←					
実施体制の検討・調整 公表資料等準備						選考体制検討 公募準備 関連団体への周知、広報					
令和8(2026)年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
←				選考会議	受賞者発表		←		授賞式 記念フォーラム	→	
公募期間											

日本ユネスコ国内委員会会長表彰実施要項（案）

令和 7 年 月 日

日本ユネスコ国内委員会決定

1. 趣旨

この表彰は、ユネスコ活動を行う団体を対象として、ユネスコ事業等に関わる様々な主体・世代が連携し、ユネスコ活動を通じた地域のサステナビリティ向上及び持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献する顕著な事例を表彰することによってユネスコ活動の振興に資する。

2. 表彰者

日本ユネスコ国内委員会会長

3. 表彰の対象

地域のサステナビリティ向上及び SDGs 達成 に貢献する顕著な取組が認められるユネスコ活動を、原則 3 年以上にわたり現在まで継続して行っている団体

4. 表彰の種類

- （1）「日本ユネスコ国内委員会会長賞」として 1 件を表彰する。
- （2）「日本ユネスコ国内委員会特別賞」として 3 件以内を表彰する。

5. 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰には、副賞を添えることができる。

6. 実施細則

この要項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

日本ユネスコ国内委員会会長表彰実施細則（案）

令和 7 年 月 日

日本ユネスコ国内委員会決定

1. 趣旨

この細則は、日本ユネスコ国内委員会会長表彰実施要項（令和 7 年〇月〇日 日本ユネスコ国内委員会決定）6 の規定に基づき、実施要項の実施に関して必要な事項を定める。

2. 表彰の対象に関する選考の視点

実施要項 3 に定める表彰の対象については、以下の視点を考慮して選考する。

- （1）持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献
- （2）地域のサステナビリティ向上への貢献
- （3）ユネスコ事業等に関わる様々な主体・世代との連携
- （4）ユース（若者）の参画
- （5）ユネスコ事業に関する活動の実施

3. 選考方法

- （1）表彰の対象の選考は、日本ユネスコ国内委員会会長表彰選考会議において行う。
- （2）選考会議委員は、日本ユネスコ国内委員会委員の中から日本ユネスコ国内委員会会長が指名する。必要に応じて、外部有識者の協力を得ることができる。
- （3）日本ユネスコ国内委員会会長は、委嘱された委員の中から委員長を指名する。
- （4）選考会議委員の任期は 1 年とする。
- （5）日本ユネスコ国内委員会会長は、選考会議における選考結果を尊重し受賞者を決定する。
- （6）選考会議委員は、対象団体との利害関係又は対象案件への関与があると自ら判断する場合又は選考会議において判断された場合は、選考に参画しないものとする。

4. その他

- （1）選考過程については非公開とする。また、選考会議委員は、選考に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。選考会議委員でなくなった後においても、同様とする。
- （2）企業等から協賛が得られた場合、特別賞に当該企業等の名称を冠することができる。
- （3）日本ユネスコ国内委員会会長は、受賞者としてふさわしくない非行行為、受賞者に係る提出書類に不実又は虚偽の記載の事実が判明した時は、受賞の決定を取り消すことができる。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年〇月〇日から施行する。